

九州北部税理士会「研修細則」に関する運用指針

制 定 平成15年12月19日

変 更 平成18年12月18日

I 「研修細則」改正の経緯

平成13年の税理士法改正において、法第39条の2に研修に関する条項として、「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」ことが明記されるとともに、法第49条の2第2項第6号では税理士会の会則に「会員の研修に関する規定」を記載しなければならないこととされた。

このことを受け、研修の実施と受講に関して会員に方向を示すべきことから、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）において「税理士会研修細則（準則）」が制定された。

九州北部税理士会（以下「本会」という。）としては、これらの趣旨を踏まえ、研修活動を一層推進する意思とその体制を税理士会員（以下「会員」という。）のみならず広く社会へ向けて明確にするために「研修細則」を制定し、平成16年4月1日より新研修制度として適用を開始した。

本会は、この制度適用後今日まで、会員に対するその理解と周知を図り、一日も早い定着化を主眼として取組んできた。しかし、何分にも初めての試みでもあり、会員からの意見や要望があれば、この細則の将来的な見直しもあるものと、あらかじめ視野に入れてきたのである。

この間、連合会において準則の見直しが行われ、平成17年6月8日付で改正税理士会研修細則（準則）として同常務理事会で正式に承認された。

以上のようなことから、今回本会においても「研修細則」をはじめとするこの制度の改正を行い、平成19年4月1日より適用することにした。

II 「研修細則」に関する運用指針

会員が受講する研修について「研修細則」を解釈し、理解するための基本的な運用指針を下記の通り示すこととする。

1. 第1条（趣旨）

会則第58条の2第2項とは、「税理士会員の研修の実施に関し必要な事項は、細則で定める。」ことをいう。

2. 第2条（研修の種類）

（1）本会が主催、共催又は後援する研修

①本会が主催する研修には、本会の研修事業を担当している指導研

研修の単独実施に限らず、各部・委員会その他特別委員会・個別プロジェクトなど、本会の組織が実施する研修を含む。

(例) 全国統一研修会、特別研修会、生涯研修会（指導研修部）
成年後見制度研修、外部監査制度研修（業務対策部）

②本会が共催又は後援する研修とは、開催主体が本会以外のもので、本会として共催、後援するものである。

(例) 会社法説明会（税務研究会との共催）
連結納税制度説明会（日本租税研究協会との共催）

(2) 日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が主催、共催又は後援する研修

この研修は、連合会が実施する、

①登録時研修

②会場参加方式又はマルチメディアを利用する方式での全国統一研修

③その他個別テーマに応じて、随時、連合会が主催、共催又は後援する研修（シンポジウム形式などを含む。以下同じ。）である。

(3) 支部又は地区連絡協議会（以下「支部等」という。）が主催、共催又は後援する研修

この研修は、支部等が単独又は他の研修主催者と共催若しくは後援して実施する研修で、研修科目は支部等の自主性に委ねることとするが、職業専門家として相応しい研修精度を保つ内容が望ましい。

なお、会員が所属する支部等以外の支部等（本会内に限る。）が実施する研修を受講した場合には、本規定を適用する。

(4) 本会以外の税理士会（以下「他会」という。）又は他会の支部等が実施する研修で、受講しようとする税理士会員が、予め当該主催者の承諾を得た研修

この研修は、他会又は他会の支部等が実施する研修であり、本会の会員が参加しようとする場合には、爾後の混乱（会場の収容定員オーバー等）を避けるため、あらかじめ当該他会等の承諾を受けることとする。その承諾の方法は電話等によるなど、当該主催者の判断に委ねる。

(5) 九州北部税理士協同組合、財団法人日本税務研究センターその他本会に関連する団体が主催する研修

ここでいう「本会に関連する団体」の範囲とは、本会の会則・規則類集に記載している以下の系列団体をいう。

九州北部税理士共済会、九州北部税理士共栄会、

九州北部税理士政治連盟、株式会社九州北部税理士会会館
なお、九州北部税理士協同組合及び財団法人日本税務研究センターについては、今までの研修会の実績を勘案し、特記した。

(6) 本会が認定した研修（認定研修）

これは、本会が認定した第3条第1項各号に掲げる研修をいい、研修内容等については、別に定める「研修の認定等に関する基準」に基づき、本会指導研修部の認定研修審査委員会で審査し、本会会長が認定する。

(7) 本会が必要と認めた研修（その他の研修）

これは、本会が認めた第4条に掲げる研修をいい、会員が個人的に受講したものをその対象とする。

3. 第3条第1項（認定研修の範囲）

(1) 大学等

大学、公的機関又は税務関連学会（以下「大学等」という。）が実施する研修のうち、研修主催者があらかじめ本会に文書にて申請をし、認定を受けたものとする。

(2) 民間の企業等

この認定の対象は、民間の企業又は団体が実施する研修で、その組織上、代表者及び会則等の定めがあり、一定数以上の会員で構成される等の条件を満たすものに限るものとする。

4. 第3条第2項（認定研修の周知）

この研修については、研修を主催する団体が広報その他の手段により、会員に認定研修である旨の周知を図ることとする。すなわち、これらの研修をより多くの会員に公開し、オープン参加の企画を促すことにより、受講機会の拡大を図るものである。

5. 第4条（その他の研修の範囲）

(1) 税務官公署

この研修は、税務官公署が実施する会員を対象としたものとする。

(2) 各士業団体

法律で定める税理士業務と隣接する士業は、弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士、行政書士、土地家屋調査士及び中小企業診断士の各士業団体とし、その実施する研修には当

該士業団体の支部その他各士業団体と組織上関連する団体の実施するものを含むものとする。

(3) 本会が特に必要と認めた研修

本会が特に必要と認めた研修とは、大学等、民間の企業・団体（団体の名称、代表者、事務所所在地等の定めがあるものに限る。）が実施する研修で、その研修科目は連合会で規定する全国統一研修会の実施細目に定めるものに限るものとする。又、研修内容についても職業専門家として相応しい研修精度を保つ必要性があることから、受講対象者は会員に限るものとする。

【参 考】連合会全国統一研修会実施細目

(科 目)

税法、税理士法（裁判所において補佐人となる制度に関するものを含む。）、会計学（監査論を含む。）、経済学、経営学、財政学、商法・会社法、民法（損害賠償に関するものを含む。）、民事訴訟法、行政法、行政手続法

6. 第5条（研修の形態）

会員が受講する研修の形態については、会場参加方式によるものに限らず、会員の利便性（経済的負担の軽減や時間的、身体的な拘束を要しない。）や受講機会の拡充を図る観点から、マルチメディアを利用する方式も今後ますます増加すると思われる。このことから、会員が受講する研修の方式如何を問わないことを明確にした。

なお、マルチメディアを利用する方式であっても、本会、連合会又は支部等が、会場においてインターネット配信又はビデオテープ若しくはCD-ROM等を媒体として実施する場合においては、会場参加方式とし、本会、連合会又は支部等それぞれが主催する研修として取扱う。

7. 第6条（研修の実施）

36時間以上の時間算定に用いる本会が実施する研修の範囲は、第2条第1号から第3号に掲げる研修であり、この算定の根拠は下記に掲げる本会、連合会及び地区連絡協議会の3年間の研修の実施時間を勘案し決定している。

【参 考】本会、連合会及び地区連絡協議会の研修の実施時間

平成16年度 本会52.5時間、連合会13.5時間、地区連絡協議会9時間 計75時間

平成17年度 本会69.5時間、連合会12時間、地区連絡協議会9時間 計90.5時間

平成18年度（予定）本会79.5時間、連合会9.5時間、地区連絡協議会9時間 計98時間

なお、連合会が主催する研修のうち、登録時研修の時間を含めないこととしたのは、同研修が一般の会員の参加を制限するものではないにしても、

原則登録一年未満の会員を対象とする限定的なものであることから、実施する研修の時間には算入しない。

8. 第7条第1項（研修の受講時間）

第7条第1項の受講時間については、連合会の運用指針によれば、「専門家としての自己研鑽、自己責任での研修は当然のことであるが、税理士法に研修受講の努力義務がうたわれた社会的要請に具体的に応えるための自己目標として、第2条の研修に積極的に参加することを前提に、一日当たり3時間程度の研修で月1回以上の受講ペースで、一事業年度36時間以上と規定した。又、日本公認会計士協会の有料による研修年40時間との比較において、本会の研修は、原則無料若しくは低額での自主研修であること、読書等での時間認定制度を予定していないことなどを踏まえ、一割程度の減算により36時間を当面妥当とした。」としており、他の全ての税理士会をみても、この36時間という基準を堅持している。このようなことから、本会も同様の理由でこの基準を設定した。

又、事業年度中途において、他会より本会に移籍入会した会員（以下「移籍会員」という。）が、既に他会において受講した研修時間は、本会において通算するものとして取扱う。

なお、受講時間は、研修主催者があらかじめ定めていた時間ではなく、会員本人が実際に受講した時間によりカウントするものとする。この場合、1時間に満たない部分は30分単位で計算し、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てるものとし、通常の短時間の休憩時間は受講時間に含めるものとし、昼食休憩時間は除くこととする。

（例）受講時間 2時間45分 ⇒ 3.0時間
受講時間 2時間14分 ⇒ 2.0時間
受講時間 3時間40分 ⇒ 3.5時間

9. 第7条第2項（本会が実施する研修の最低受講時間）

税理士法第39条の2の規定は、「所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、……」という前提に立っている。しかるに、第3条第1項各号の規定により認定を受けた民間の企業又は団体等の実施する研修を専ら受講することで、第7条第1項の受講時間をクリアできる会員も想定されることになり、このことは税理士法の趣旨からも問題が生じてくる。

以上のような理由から、第7条第2項の規定を設けたものである。

又、この項でいう13時間については、本会主催の全国統一研修会10時間（4日間で計20時間の50%）及び本会と5地区の地区連絡協議会との共催による特別研修会3時間を受講するという前提のもとに算定している。

なお、移籍会員が、既に他会において受講した研修時間は、本会におい

て通算するものとして取扱う。

10. 第8条（受講時間認定の範囲）

（1）講師等

研修の講師にかかる研修時間の3倍の時間認定は、連合会の運用指針により、講師担当会員の経験的公約数（3～5倍の準備時間が必要）を参考に設定した。さらに、この規定は研修の講師を担う会員を積極的に養成されることを期待しての認定でもある。

（2）ビデオテープ等

当日又は一定期間中の研修に参加出来なかった場合の代替自己研修として、当該研修にかかるビデオテープ又はCD-ROM（他の電磁的記憶媒体を含む。以下同じ。）等による受講をした場合においては、受講時間として認定することとした。

又、連合会が主催するマルチメディア研修において、インターネット配信又はビデオテープ若しくはCD-ROM等により、個人的に事務所又は自宅において受講した場合についても、上記と同様に取扱うものとする。

なお、第2条第1号から第6号に掲げる研修以外にかかるビデオテープ又はCD-ROM等で行った自己研修については、研修精度に関する検証が困難であることから当面は考慮しないこととする。

（3）学術研究的会務

会務に従事する会員が時間的、物理的に研修に参加することを困難とする場合があることを考慮し、特に学術研究的会務に限定して会務参画時間を受講時間として認定することとした。

（例）税制改正意見書の作成、税理士制度の研究、公開研究討論会の発表のための研究等。

11. 第9条（受講時間認定の制限）

第4条及び第8条の研修受講時間等のいずれも、会員がその目標受講時間を達成しやすい環境を考慮する必要性から、特別に規定されたものである。よって、当面50%の18時間を限度として受講時間に算入することとした。なお、第4条又は第8条の規定により、受講時間の認定を受けようとする場合には、「受講時間認定の届出書（様式第4号又は様式第5号）」を事業年度終了後3月以内に本会に提出しなければならない。

12. 第10条（研修の免除）

この規定は、会員が病気、怪我等で研修を受講できない場合の措置であり、「受講時間免除の届出書（様式第9号）」を提出することにより、免除を受けることができる。

13. 第11条（受講記録の管理保存）

管理方法については、自己管理方式（研修受講カード＜自己管理票＞を配付し、自己が研修の都度記録していく方式等）、事務局名簿管理方式（事務局が研修受付の都度名簿にて管理する方式）などを予定しており、将来的にはICカードの活用による方式も視野に入れている。当面は本会で現状可能な管理方式につき、事務局の人的負担能力などに応じて柔軟に対応することとするが、会員ごとの受講時間数は最低限捕捉できる水準で実施したい。なお、この受講記録は、その内容を統計、分析し、研修事業の施策に活用するため、5年間保存する。

14. 第12条（受講記録の報告）

研修の受講記録を自己管理方式により管理保存する場合には、会員は、一事業年度に受講した研修時間の多寡にかかわらず、事業年度終了後3月以内に、「研修受講カード（自己管理票）」の写しを本会宛FAX、郵便又はメールにより提出しなければならない。

15. 第13条（研修結果の報告）

支部等は、下記のように年2回、その実施した研修結果、すなわち研修会開催状況報告書及び参加者名簿等を本会に提出しなければならない。

研修実施の対象期間	提出期限
その年4月1日から9月30日まで	10月末日
その年10月1日から翌年3月31日まで	翌年4月末日